



平成 29 年 3 月 1 4 日
国土交通省 東北運輸局

自然首都・只見町を『自然にやさしい車』が走り出します!

ー 東北運輸局長が超小型モビリティを認定 ー

国土交通省では、軽自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動手段となる超小型モビリティの認定を行っています。

今春から、農作業の電動化による作業軽減の検証、観光事業への活用と自然保護意識醸成のシンボルとして超小型モビリティを導入する、ユネスコエコパークに登録された「福島県只見町」に対して、東北運輸局では、3月14日に、只見町内を運行する超小型モビリティ3台の認定を行いました。

東北運輸局管内においては、「岩手県平泉町」、「福島県会津若松市」に続き3例目の超小型モビリティの認定となります。

- 運行地域：福島県南会津郡只見町
- 実施主体：只見町超小型モビリティ導入推進協議会
- 運行車両：日産ニューモビリティコンセプト（3台）
- 運行期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日迄

【連絡先】

東北運輸局自動車技術安全部技術課
保刈、阿部

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地
電話：022-791-7535



(提供：日産自動車)

●只見町にて行う概要

《事業期間及び運行区域》

事業期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日迄

運行区域：福島県南会津郡只見町全域

《導入車両及び台数》

日産 ニューモビリティコンセプト 3台

《実施内容》

世界に認められる「只見ユネスコエコパーク」の自然環境や天然資源を保護・保全、自然の利活用を推進し、次世代へ引き継ぎ、地域社会経済の発展へ結びつける。

- ・農作業の電化による作業軽減の検証（農作業作業機器の電源として活用）
- ・排気ガスを排出しない電気自動車として観光事業への活用
- ・只見町内で開催される各種イベントでの活用



自然首都・只見

（提供：福島県只見町）

●導入車両の概要

《超小型モビリティとは・・・》

超小型モビリティは、環境に優しく、人口減少・高齢化時代に対応するコンパクトなまちづくりに適した新たなカテゴリーの乗り物であり、軽自動車よりコンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両。



[車両諸元]

日産ニューモビリティコンセプト

最高速度時速：80[km/h]

長さ：2340[mm]、幅：1230[mm]、
高さ：1450[mm]

車両重量：500[kg]、乗車定員：2[名]

出力：定格8[kW]、最高15[kW]

充電方法：200[V]、フル充電約4[時間]

（提供：日産自動車）